

令和5年度 登別市立鷺別中学校 部活動方針

令和5年4月1日

1 はじめに

学校の教育活動は、学習指導要領に示された「教育課程」と呼ばれる内容と学校が計画する「教育課程外」の内容で構成されている。学校が部活動を設置・運営することは、法令上の義務とはされていないが、教育課程外で結果・実施されている。部活動の位置づけは教育課程外とされているが、「生きる力」を育む観点から、学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう、平成20年3月告示の「中学校学習指導要領」の総則に示されている。

しかし、令和5年度から令和7年度までに、休日の部活動が段階的に地域移行されることから、登別市においても、今年度、地域移行のための組織を立ち上げ、可能な部活動から休日の地域移行、さらには、平日の地域移行を進めていく。

2 部活動の意義

部活動は、学級や学年の枠を超えて同好の児童生徒が自主的・自発的に集い、顧問の指導のもとで個人や集団としての目的や目標を持ち、生徒同士や教師と生徒等の好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動であると考えている。

つまり、その競技や種目に関する知識・技能を習得するためだけでなく、よりよい集団形成に向けて互いの接し方について考え、すべての部員にとって居心地のよいものとなるよう努力することで個人及び集団の質の向上にもつながる。

3 部活動基本方針

「生徒にとっても教員にとっても充実感のある継続可能な部活動の実現」

校長は、学校設置者の方針に則り、毎年度に「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、その運用を徹底する。部活動顧問は、部員名簿、年間活動計画、毎月の活動計画、部活動記録簿を作成し、効率的・効果的な活動を行う。記録簿は共通の場所にデータ保管し、すべての教職員が情報を共有できるようにする。出席状況や練習状況などから懸念される生徒がいる場合、担任や学年教師など「報告・連絡・相談」を欠かさない。

また、部の成立は（1）担当職員（2）入部及び継続希望者（通常練習に必要な人数）（3）活動場所と用具の3条件が揃っている場合で、全職員の上承を得て成立する。基本的に、前年度成立していた部は継続とし、職員会議で決定する。

部の休部に関しては、（1）3つの成立条件を満たしていない部（2）活動人数が著しく少ない部（3）部活動内で甚大な問題行動があった部 とし、職員会議で検討する。部活の存続が難しいとされた場合、その年の新入部員の募集を停止とし、次年度より休部、その1年後に廃部とする。

ただし、単年度における合同チーム編成についてはこの限りではない。

今年度は、野球部、サッカー部、ソフトテニス部、バスケットボール部、バドミントン部、美術部、ギター・マンドリン部、ボランティア部の活動を行う。設置部以外の種目で中体連出場を希望する生徒の対外試合等の引率については、本校教職員が行う。

4 部活動運営の3つの視点

(1) バランスのとれた健全な成長の確保

①技能や記録、仲間との人間関係づくりなどの目標や課題を生徒が自ら設定し、その達成解決に向けて取り組む力の育成

(2) 自主的、自発的な参加による部活動

①生徒の人格形成の意味においても、全生徒が学校にある部活動に興味・関心や適性に応じて、学校生活を通して継続的に取り組もうとする部活動を決定する。

②様々な状況によっては、外部指導者の導入も考慮する。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

①休養日を明確にした年間や月間の練習計画の作成による長時間勤務の改善

②部活動顧問で部活動指導を分担することによる部活動負担の軽減と校務分掌や教材研究等の時間の確保

③部活動指導員が土・日・祝日の部活動を指導することによる教員の負担軽減と余暇や家族との時間の確保（令和5年度以降、土・日・祝日における部活動指導の在り方に係る新制度の導入）

5 適切な部活動指導と休養日や活動時間の設定

(1) 適切な部活動指導

①生徒の健全な心身の育成を目指し、学校の教育活動の一環として教育課程との関連を図り効果的に取り組むこと

②生徒の安全管理や事故防止に努め、健康面・精神面や部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導にあたること

③運営及び指導にあたっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、望ましい人間形成の視点を大切にすること

④部活動にあたっては、生徒との意見交換を通じて生徒の主体性を尊重するとともに、できるだけ短い時間で効果が得られる部活動とすること

(2) 活動日について（年間をとおして平日52日、休日52日以上を休養日に当てる）

①平日の活動回数について、運動部は原則4月から10月までの7か月間は1週間につき最大4日まで、11月から3月までの5か月間は1週間につき最大3日までとする。ただし、ギター・マンドリン部については11月に地区文化祭に出演すること、土・日曜日は活動を行っていないことに鑑み、4月から11月までの8か月間は1週間につき最大4日まで、12月から4月までの4か月間は1週間につき最大3日までとする。年間52日以上を休養日とする。

ただし、1年生について、学校生活に慣れることを最優先目標とし、4月いっぱい最大3日までの参加とする。（週末は1日の休養）

②週末・連続した祝日は少なくとも1日以上、（4連休以上は連休数に0.5を乗じ小数第1位を切り捨てた数値を休養日に当てる）年間52日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、学校閉庁日は休養日とし、休養日の設定に当たって、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等

の前であっても、休養日を設けることとする。

- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。
 - ④ 以下の会議日等は活動を中止とする。ただし、すでに地域移行しており、指導者が活動につくことが可能なクラブはこの限りではない。
 - (1) 職員会議
 - (2) 全体研修
 - (3) 学年部会
 - (4) 校務部会
 - (5) 評定等の事務処理日
 - (7) 計画的な家庭訪問日
 - (6) 外勤・出張
 - (7) 通院や介護等
 - (8) 私用で指導できない日
 - ⑤ (コロナウィルス感染予防の消毒作業もしくは顧問が活動場所に移動するまでの部活動見守りを地域ボランティアやPTAにお願いする。)顧問は清掃活動が終了したら、最低1名の顧問はできるだけ早く活動場所に移動する。
 - ⑥ 部活動ノートなどを活用し、部活動内における人間関係の把握に努めるとともに教職員間、家庭との関係を図る。
 - ⑦ 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置し、体験入部前に周知する。(別紙)
- (3) 部活動全体集会並びに部活動保護者説明会の開催
- 部活動については、本来教職員の業務として位置付けされているものではなく、教職員の熱意により成り立っているものであり、生徒並びに保護者にはそのことについての理解を得るための機会を設ける。
- (4) 各部における保護者会の開催
- 各部においては、競技や種目により特性が異なり、実際の運営については顧問が行うこととするが、学校教育目標や部活動の意義を踏まえた活動内容を期することから、保護者会を開催し、活動方針や年間活動計画等について理解を得るよう努めるものとする。
- (5) 体験入部及び部活動顧問による個別面談
- ① 体験入部期間については生徒が各部の雰囲気や適性を把握するため、顧問や生徒が入部を強要するものではなく、複数の部活動練習に参加することを可とする。
 - ② 新入部員については、入部後から数か月間は練習量や対人関係等において疲労や緊張感などから不安な状態になることが懸念される。よって、部活動顧問は新入部員に対して個別面談を複数回行い(入部手続きが全員完了した頃を見計らい、1年生との個別面談は必ず実施)、その結果を保護者と共有する機会を設けるなど手厚く生徒のケアを行うよう努める。
- (6) 生徒が主体となったミーティングや練習後の振り返り
- ① 生徒が主体となったミーティングを定期的に関開くなど、練習に対する取り組み方や部活動内の雰囲気は全員にとって居心地のよいものとなっているかなどについて話し合う機会をもつことも大切である。
 - ② 練習後、その日の練習態度等について部員同士が振り返りを行い、互いの関わりや雰囲気などを改善につなげようとする意識付けする機会をもつことも有効な指導手段である。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正な数の部活動数を考慮した上で、既存の部活動の統廃合などと合わせて、競技力や技能の向上や大会等での成績以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。

なお、部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的な見通しをもち決定すること。

(2) 校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

(3) 校長は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規程に則り学校施設開放事業を行う。

(4) 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 年間を通じて大会が開催されているような競技については、顧問の負担を考慮し、参加する大会の見直しを図ったり、保護者の責任で引率を行ったりするなどトータルバランスを考え年間活動計画を立てる。

8 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

○校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び市内での普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

○女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

○部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

○指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。

○部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

○校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、部活動顧問に対して、次のことを指導・徹底する。

○部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

○部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

(6) 中1ギャップ解消のための小学生5・6年生を対象とした部活動見学・体験

○生徒が主体的・自主的に取り組む部活動は、監督及びコーチが主導して取り組む少年団活動とは性質が異なり、その環境に慣れるまで時間を要することが予想される。

そのため、小学5・6年生を対象とした部活動見学・体験の機会を設け、上級生とふれたり、練習内容を把握させたりする。運動部の体験についてはスポーツ保険加入の件も含め外部とも相談して進める。

(7) 障がいのある生徒の部活動の充実

○校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。